

31生都管第1765号

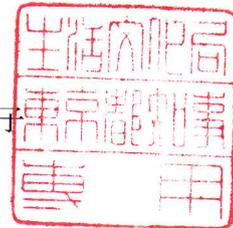
東京都台東区台東一丁目12番11号
青木ビル2階A室
特定非営利活動法人幼い難民を考える会

認 定 書 (更新)

令和元年9月10日付けで申請のあった認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新については、特定非営利活動促進法第51条第2項の規定に基づき、下記のとおり更新します。

令和2年3月18日

東京都知事 小池 百合子



記

更新後の認定の有効期間

令和元年12月16日から
令和6年12月15日まで